

1. 日常生活圏域の考え方

○国が示す日常生活圏域の設定

それぞれの地域の特性を踏まえ、高齢者人口4～6千人(人口2～3万人)単位で設定。

○本市における日常生活圏域の設定の考え方(7期計画 抜粋)

高齢者が生活を送る居住環境を重視し、平成18年に概ね中学校区を1つの日常生活圏域として、市内に計10箇所を設定して、地域包括ケアの基盤としている。

面積や人口だけでなく、小中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を総合的に勘案した圏域とする。

2. 本市の地域包括支援センターの現状

- ・**高齢者数** 最も多い/かわみなみ 5,844人、最も少ない/まつやま 1,646人 3.6倍
- ・**職員配置** 高齢者3～6千人未満は3職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)、3千人未満は2人
- ・**運営形態** 委託(医療法人2、社会福祉法人7、社会福祉協議会)
- ・**業務・役割** 委託4業務に加え、介護予防支援や地域ケア会議の運営も担い、地域福祉の現場で幅広い役割を果たしている。包括ごとに特徴がある(地域課題等)。

3. 本市の地域包括支援センターの主な課題

- ①包括間の高齢者数の偏りが大きくなっている。
- ②国が示す専門職種が全ての包括で配置になっていない。その人材確保が困難な状況にある。
- ③業務は年々多岐複雑化しているが、業務の効率化や情報の集約化が進んでいない。

4. 主な国等の動き

○国の政策『我が事・丸ごと 地域共生社会』

2020～2025年を目途に、地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制の構築を目指す。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

「健康保険法等の一部改正法」が令和元年5月に公布され、令和2年4月1日から施行された。高齢者の保健事業と介護予防の取組み等を一体的に実施するよう努めるとされている。国からは、遅くとも令和6年度までに全市町村で実施するよう求められている。

5. 「第8期計画に向けて」～国の基本指針(案)～

○地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制強化(第二 三5(3) 抜粋) ※追加事項

- ・今後の高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの機能や体制の強化を図ることが必要。
- ・保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の配置に取り組むことに加え、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要。

生活圏域、65歳人口

	センター名称	人口	R2.3.末 65歳人口	高齢化率	2025 65歳人口	2040 65歳人口	生活圏域			B型実施 コミセン
							中学校区	小学校区	コミセン	
1	なかまち	11,593	4,837	41.7%	4,536	3,448	一中	琢成小、松陵小	2	1
2	にいだ	12,748	4,734	37.1%	4,388	3,512	二中	浜田小、若浜小	3	1
3	はくちょう	18,999	5,481	28.8%	5,573	5,237	三中	松原小、亀ヶ崎小	3	3
4	あけぼの	13,194	3,556	27.0%	3,900	4,113	六中	富士見小、泉小	2	1
5	かわみなみ	17,234	5,844	33.9%	6,132	5,329	四中	新堀、広野、浜中 黒森、宮野浦、十坂小	6	1
6	ほくぶ	6,786	2,723	40.1%	2,723	2,165	一中 鳥海八幡中	西荒瀬、鳥海小	4	4
7	ひがし	4,276	1,797	42.0%	1,733	1,278	二中	平田小	3	1
8	やわた	5,378	2,246	41.8%	2,274	1,772	鳥海八幡中	一條、八幡小	4	
9	まつやま	3,951	1,646	41.7%	1,668	1,244	東部中	松山小	4	
10	ひらた	5,694	2,200	38.6%	2,224	1,669	東部中	田沢小、南平田小	5	2

職員体制、委託先法人

	センター名称	職員数				生活支援コーディネーター 資格	委託先法人	
		保健師等	主任ケアマネ	社会福祉士	その他			
1	なかまち	4	1	1	1	1	社会福祉士	医療法人
2	にいだ	3	1	1	1	1	主任ケアマネ	社会福祉協議会
3	はくちょう	3	1	1	1	1	ケアマネ	社会福祉法人
4	あけぼの	3	1	1	1	1	ケアマネ	社会福祉法人
5	かわみなみ	4	1	1	1	1	社会福祉士	社会福祉法人
6	ほくぶ	2	1	1		1	社会福祉士	医療法人
7	ひがし	4	2	1	1(1)	1	社会福祉士	社会福祉法人
8	やわた	3	2	1		1	ケアマネ	社会福祉法人
9	まつやま	3	1	1	1	1	ケアマネ	社会福祉法人
10	ひらた	2	1		1	1	社会福祉士	社会福祉法人

※職員数は、R2.4.1配置実人数 ()は、うち他施設との兼務

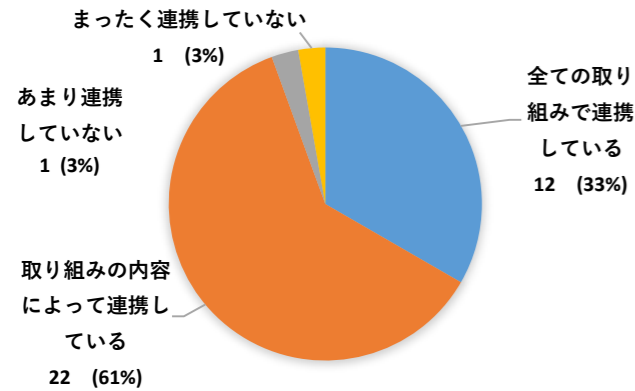
令和元年度地域包括支援センター業務実績

(単位:件)

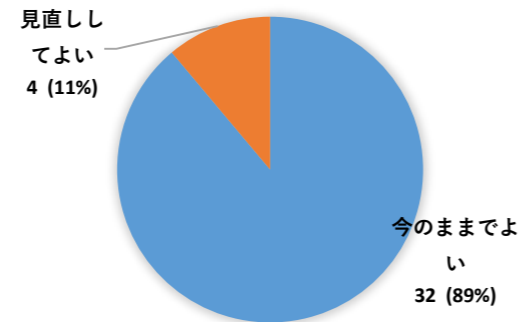
圏域 名称	1 なかまち	2 にいだ	3 はくちょう	4 あけぼの	5 かわみなみ	6 ほくぶ	7 ひがし	8 やわた	9 まつやま	10 ひらた	合計
①総合相談支援業務	2,265	1,854	1,315	1,863	1,281	1,199	784	1,255	1,067	755	13,638
②権利擁護業務	87	161	284	25	19	25	40	19	5	33	698
③包括的継続的ケアマネジメント	85	302	216	278	134	122	124	159	111	147	1,678
④介護予防ケアマネジメント	143	87	83	216	103	156	101	65	45	104	1,103
合計〔①+②+③+④〕	2,580	2,404	1,898	2,382	1,537	1,502	1,049	1,498	1,288	1,039	17,117

1 コミュニティ振興会へのアンケート

全36コミセン

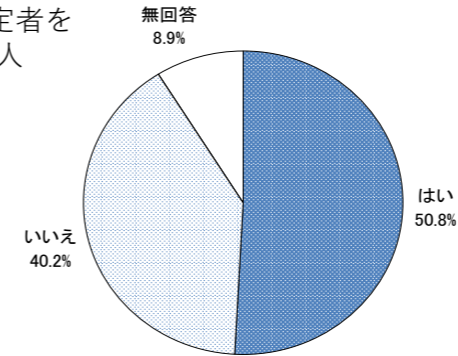


【地域包括支援センターとの連携】

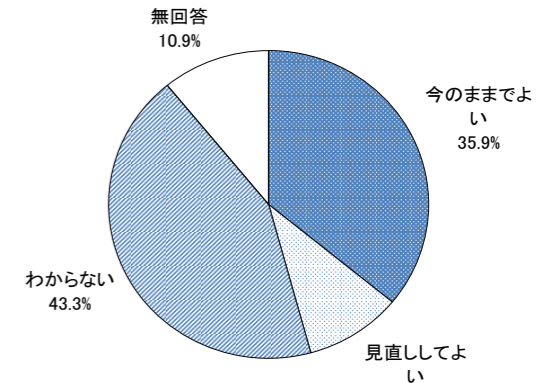


【日常生活圏域及び地域包括支援センターの設定】

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（市民アンケート）

要介護認定者を
除く6,640人

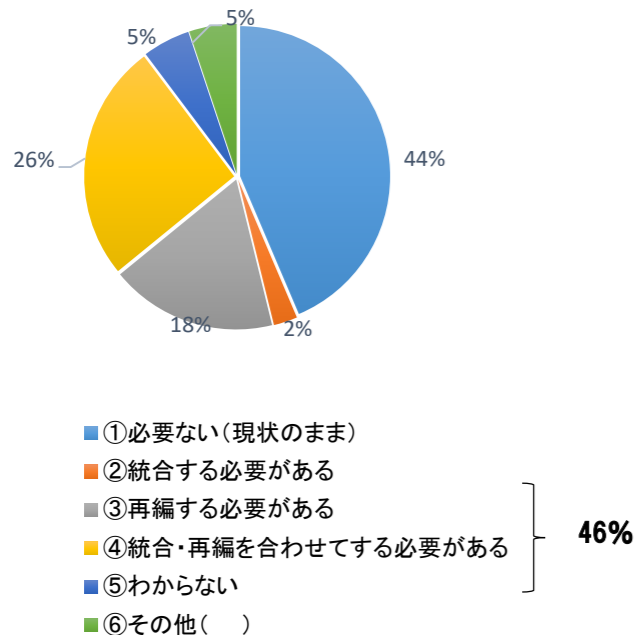
【地域包括支援センターの認知度（知っているか）】



【日常生活圏域の設定（見直し）】

3 地域包括支援センター職員アンケート

全職員39名



【統合・再編の必要性（必要があるか）】

◆意見聴取等からの検討課題

- ①市の方向性と合っているか
 - ・介護保険計画 地域包括ケアの推進
 - ・総合計画 地域共生社会
- ②市民のための統合・再編となるか
 - ・3職種配置により、専門性が向上する
 - ・包括間の業務量が平準化し、サービスが均一になる
 - ・包括の数が減ることや担当エリアが広がることで、市民にとって不利益にならないか
- ③見直し、統合・再編の時期
 - ・高齢者人口のピーク 65歳以上 令和3年、75歳以上 令和11年
 - ・支える人口の減少 令和2年36.3%→令和11年度39.6%
- ④統合した圏域の包括の委託先・委託方法
 - ・受託法人は経営母体や方針が違うため単純な統合は難しい、手法の検討が必要
- ⑤統合後の人材活用、人材確保
 - ・統合後も人材確保の課題は残る（保健師）
 - ・統合した場合の職員の身分についての考え方の整理が必要（派遣、出向、退職等）

◆今後の方向性(案)

- ①現体制の地域包括支援センターは、国の方向性や市の取り組みから福祉や地域づくりにおいて、重要な役割を果たしている。また、地域での活動実績や高齢者の実態把握が、非常時（新型コロナウイルス感染対応等）の在宅高齢者の見守り支援等に力を発揮している。
- ②国等の動きでは、地域共生社会の構築や保健事業と介護予防の一体的実施等の新たな役割が期待されている。これらへの包括の関わりは、今後、検討していくこととなる。
- ③地域包括支援センターの増加する業務に対応するための体制強化に向けて、8期計画期間中に職員配置や委託料の基準の見直しを検討していく。
 - ・高齢者数や業務量に配慮した職員配置や委託料の見直し
 - ・保険者機能強化推進交付金等を活用

当面は現状の10包括とし、統合・再編の検討を続ける。